

## 朝日大学経営学会会則

(名 称)

第1条 本会は、朝日大学経営学会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、岐阜県瑞穂市穂積1851朝日大学内におく。

(目 的)

第3条 本会は、経営学・情報管理学及びこれらに関連する学術研究の促進及びその普及を目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、下記の事業を行う。

- 1 研究機関誌の発行
- 2 研究会及び講演会の開催
- 3 その他、本会が適当と認めた事業

(会 員)

第5条 本会は下記の会員をもって組織する。

- 1 正 会 員 本学経営学部及び本大学院経営学研究科の教員
- 2 学生会員 本学経営学部及び本大学院経営学研究科の在学生
- 3 賛助会員 本会の趣旨に賛同する者

(会員の特典)

第6条 会員は研究機関誌の配布を受け、その他本会の主催する講演会等に参加することができる。

(役 員)

第7条 本会に下記の役員をおく。

- 1 会 長
- 2 編集委員 若干名
- 3 運営委員 若干名
- 4 会計委員 2名
- 5 会計監査委員 2名

(役員の仕事)

第8条 会長は本会を代表し、本会の事務を統括する。

- 2 編集委員は、研究機関誌その他研究実績の公刊に関する編集事務を担当する。
- 3 運営委員は、本会の事業の運営を担当する。
- 4 会計委員は、本会の会計事務を担当する。
- 5 会計監査委員は、本会の会計監査を担当する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会 議)

第10条 会議は、総会及び役員会とし、必要に応じ会長がこれを招集する。

(総 会)

第11条 総会は正会員をもって組織し、予算・決算、役員を選出、会則の改正及びその他本会の基本事項について議決する。

(役員会)

第12条 役員会は、第4条に定める事業、賛助会員の入会及び会費について決定する。

(会 費)

第13条 会員は、所定の会費を納めるものとする。

(経 費)

第14条 本会の経費は、会費・補助金・寄附金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(事業年度)

第15条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(雑 則)

第16条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要なことは別に定める。

附 則

- 1 本会則は、平成3年10月1日から施行する。
- 2 本会設立時に選出された役員の仕事は、第9条の規定にかかわらず平成5年3月31日までとする。
- 3 本会則は、平成5年6月2日、平成17年6月8日に一部改正した。